

**小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

小田原市が発注する、小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務の受注候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件名 | 小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務（以下「支援業務」という。） |
| (2) 目的・内容 | 小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和6年（2024年）3月30日まで |
| (4) 上限額 | 12,670,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
支払いについては、業務完了後の一回払いとする。 |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、単体企業又は複数の事業者により構成される共同企業体とし、次の全ての要件を満たしている者とする。

(1) 単体企業の場合

ア 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。

【小田原市契約規則（抜粋）】

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (3) 令第167条の5第1項の規定により定める資格を有する者であること。

2 前項第1号の場合において、包括承継人又は包括承継と同一視される承継があつたときは、被承継人の営業期間は承継人の営業期間に通算する。この場合に、承継人は、官公署の発行する証明書その他の書類により立証しなければならない。

イ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等）にないこと。

ウ 手続開始告示の日から候補者の選定の期日まで小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

※ 候補者の選定の日以降に指名停止処分を受けた場合は、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領第 7 条の規定により、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならないこととされています。

エ 小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会の委員、委員の配偶者又は委員の 3 親等内の親族が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。

オ 小田原市競争入札参加資格者名簿（コンサル「建築設計」又は「設備設計」のいずれか）に登録されている者であること。ただし、未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申込中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

カ 次に掲げる同種・類似業務①または②について、平成 25 年度から令和 4 年度（過去 10 年間）までに受注かつ履行した実績を有していること。

業務①：

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める公共工事」における、延べ床面積 5,000 m²以上のスポーツ施設、屋内プール施設、体育館、トレーニングジム、フィットネスクラブ等、またはこれらを含む複合施設の基本構想・基本計画策定等に係る発注者支援業務

業務②：

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める公共工事」、若しくは「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関」が発注する工事における、延べ床面積 5,000 m²以上の病院、診療所、福祉施設、健康増進施設等の基本構想・基本計画策定等に係る発注者支援業務

※ 業務名称に関わらず、業務①及び②についての基本構想や基本計画の策定業務及び作成支援業務を「同種業務」、それ以外の施設に関する基本構想や基本計画の策定業務及び作成支援業務を「類似業務」とする。

キ 管理技術者は、仕様書「5 業務内容」における各業務の担当技術者を統括し、円滑な業務遂行を図る責任者として、カに掲げる同種業務又は類似業務に従事した実績と認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ）の資格を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任すること。

(2) 共同企業体の場合

ア 全ての構成員が小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されているとともに、(1) アからエまでの要件を全て満たすこと。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、現に申込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

イ 構成員のうちいずれかの企業が(1)オ、カ及びキの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体で参加申込みをする場合は、次の事項に留意すること。

- ・共同企業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の提出を行うこと。
- ・1事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら単独で参加申込みをすることもできない。
- ・代表企業又は構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。
- ・構成員の数は、3者以内とする。

4 スケジュール

内 容	日 時
実施要領の公表 質問書受付開始	令和5年(2023年)3月29日(水)
質問書の受付期限	令和5年(2023年)4月11日(火) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和5年(2023年)4月18日(火)
参加申込書の提出期限	令和5年(2023年)4月25日(火) 午後5時まで
参加資格の審査結果の通知	令和5年(2023年)4月28日(金)
企画提案書及び参考見積書の 提出期間	令和5年(2023年)5月1日(月) から 令和5年(2023年)5月17日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年(2023年)5月25日~26日 (予定)
審査結果の通知	令和5年(2023年)6月上旬 (予定)
候補者及び審査結果公表	令和5年(2023年)6月上旬 (予定)
契約の締結	令和5年(2023年)6月中旬 (予定)

5 参加手続きに関する配布資料等

(1) 配布資料

- ア 小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務公募型プロポーザル実施要領(本書)
- イ 小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務委託仕様書
- ウ 公募型プロポーザル様式集:様式1~7
- エ 第2期小田原市健康増進計画

(2) 配布方法

小田原市ホームページからダウンロードしてください。

<URL><https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/welfare/health/plan/boshu.html>

6 参加申込書の提出に係る手続

(1) 提出書類

書 類	備 考
参加申込書【様式1】 誓約書【様式2】	・共同企業体の場合は、代表企業を1者選定すること。
共同企業体結成届 【様式3】	・単体企業の場合は不要。 ・協定書の写しを添付すること。
会社概要 【任意様式】	・共同企業体の場合は、全ての構成員が提出すること。 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当の確認を有している場合はその認定証等を提出すること。 ・SDGsに関連した取組を展開されている場合は、具体的な取組を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年（2023年）4月25日（火）午後5時まで

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

提出先へ電子メールで提出すること。

なお、件名を「健康増進拠点基本構想策定 プロポーザル募集に関する参加申込書」とすること。

※電子メールを送信する際は、必ず開封確認設定を行い、送信後確認の電話を小田原市福祉健康部健康づくり課 担当（0465-47-0828）まで行うこと。

※電話・郵送・窓口・FAXでは受け付けない。

(5) 提出先 小田原市福祉健康部健康づくり課（ke-iry@city.odawara.kanagawa.jp）

7 質問書の提出に係る手続

(1) 質問の受付

公表した資料や手続に係る質問については、質問書【様式6】により、電子メールで事務局あてに提出すること。電話や提出期限後の質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和5年（2023年）4月11日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

提出先へ電子メールで提出すること。

なお、件名を「健康増進拠点基本構想策定 プロポーザル募集に関する質問書」とすること。

※電子メールを送信する際は、必ず開封確認設定を行い、送信後確認の電話を小田原市福祉健康部健康づくり課 担当（0465-47-0828）まで行うこと。

※電話・郵送・窓口・FAXでは受け付けない。

(4) 提出先 小田原市福祉健康部健康づくり課 (ke-iryo@city.odawara.kanagawa.jp)

(5) 質問の回答

質問に対する回答は、回答期限までにホームページで公表するものとする。

8 企画提案書等の提出に係る手続

(1) 提出書類

書 類	備 考
同種・類似業務受注実績 【様式4】	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務①または②について、過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）において、受注かつ履行した業務の実績を記入する。（最大4件まで） ・実績は、単体企業、共同企業体のいずれの場合も可とする。（共同企業体は、当該業務に参加しようとする共同企業体に限る） ・業務実績に係る契約書（鑑）の写しを添付すること。
業務実施体制（配置従事者）調書 【様式5】	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者、主任技術者及び担当技術者について記入する。 ・業務実績に係る契約書（鑑）の写しを添付すること。 ・ただし、本市が不適切と判断した場合には受注者と協議の上、当該従事者の変更を要請する場合がある
企画提案書 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙は付けずに、A4サイズ片面印刷で4ページ以内とし、ページを付番すること。（A3サイズの使用も認めるが、1ページでA4サイズ2ページに換算する。またA4サイズに折り込むこと。） ・文字サイズは10.5ポイント以上（図表等はこの限りでない。）とする。 ・仕様書の「5 業務内容」について、それぞれ具体的な提案を行うとともに、仕様書に掲げる事項以外についても、本業務の目的を達成する上で有効な提案があれば記載すること。 （ア）実施方針 以下の内容について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 本業務に対する参加者の取組方針と体制 b 業務上、特に配慮する事項 c 業務実施体制 （イ）業務工程表 （ウ）提案の内容 本市のこれまでの健康や福祉等に対する取組、健康増進計画等を踏まえて、以下のテーマに対する提案を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> a 本業務の推進手法について（市民や関係団体へのヒアリングや市場調査の具体的な方法などを含める。） b 構想の策定に向けてのプロセスについて c 発注者への具体的な支援方法について

<p>参考見積書 【任意様式】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 サイズ、片面印刷とする。 ・ 見積額を記載し、その算出根拠となる内訳を明記する。 ・ 見積額は、消費税及び地方消費税も含めて記載すること。 ・ 見積額は、実施要領 2 (4) に示す上限額を超えないこと。
-------------------------	---

(2) 提出期限

令和 5 年 (2023 年) 5 月 17 日 (水) 午後 5 時まで

(3) 提出部数

11 部 (正本 1 部、副本 3 部、選定用 7 部)

※選定用は、表紙、企画提案書及び参考見積書等に会社名、ロゴマーク等の事業者を特定できる表現を一切記載しないこと。

(4) 提出場所

小田原市福祉健康部健康づくり課 (「14 事務局」参照)

(5) 提出方法

A 4 サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領 8 (1) の順に提出書類を綴じて、提出期間内に、持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。) により提出すること。

9 審査方法

(1) 審査委員会

審査は、小田原市健康増進拠点基本構想策定支援業務受託候補者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(2) 審査

ア 候補者の選定は、書類審査及びプレゼンテーション評価により行う。

イ 参加者が1者の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（非公開）

ア 令和5年（2023年）5月25日（木）から26日（金）【予定】にプレゼンテーション方式により実施する。場所、時間については、別途通知する。

イ プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、20分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

ウ プレゼンテーションに出席できる者は3名までとする。なお、本業務を担当する管理技術者及び各担当技術者の参加は必須とする。

エ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン及びケーブル等は持参すること。

(4) 審査の評価項目及び配点

別紙評価基準表のとおり

(5) 候補者（優先交渉権者）の選定

ア 各評価点数を合計し、最高得点者を候補者とし、最高得点者の次の高得点者を次点者として選定する。最高得点者又は次点者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

イ 委員会の委員の半数以上から、評価項目のいずれか同一の項目において0点と評価された者は、失格とする。

ウ 客観的評価及び企画提案書評価の評価点の合計が288点（60％）に達しない者は、失格とする。

エ 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

(6) 結果通知

審査結果は、令和5年（2023年）6月上旬に、参加申込書【様式1】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、文書でも通知する。また、本市ホームページで候補者名を公表する。

10 契約の締結

(1) 候補者との契約手続

候補者は、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、その協議が整ったときに契約を締結する。

(2) 候補者との契約締結が不可能となった場合の措置

候補者との協議が整わなかった場合、候補者が「10 失格」に掲げる理由により失格となった場合、候補者が辞退した場合その他特別な理由により候補者との契約締結が不可能となった場合は、次点者を候補者として詳細協議を行う。この場合において、同様の理由により、候補者となった次点者との契約締結が不可能となった場合は、契約を締結しない。

(3) その他

小田原市契約規則に基づく契約手続の完了までは、本市と候補者（次点者を候補者とした場合を含む。）との契約関係は生じない。

11 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 見積額が上限額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 実施要領に示した内容に適合しないとき。
- (5) 本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他不正な行為があったと認められたとき。

12 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式7】を事務局に提出すること。郵送する場合は、併せて電話連絡すること。

13 その他の留意事項

- (1) 提出した書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (2) 企画提案書等全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に参加者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出書類の知的財産権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。

- (5) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、本市と協議の上、変更できるものとする。
- (6) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

14 事務局

小田原市福祉健康部健康づくり課

担当：保健医療係

〒250-0816 神奈川県小田原市酒匂 2-32-16

T E L : 0465-47-0828

F A X : 0465-47-0830

電子メール：ke-iryu@city.odawara.kanagawa.jp